

公立大学法人沖縄県立芸術大学国際交流室規程

令和3年5月26日

沖芸大規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和3年沖芸大規則第3号）第18条第3項に基づき、国際交流室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国際交流室は、次に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 各学部長、全学教育センター長及び芸術文化研究所長から推薦された専任教員各1名
- (3) 教務学生課国際交流担当
- (4) 国際交流コーディネーター
- (5) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号に掲げる教員の任期は2年、第5号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(室長)

第3条 室長は、国際交流室を管理運営し、国際交流室に関する業務を総括する。

2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 国際交流室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の外国留学及び外国人留学生の情報の集約に関すること。
- (2) 姉妹校留学派遣・受入学生の支援に関すること。
- (3) 姉妹校留学プログラム等の開発に関すること。
- (4) 学生の異文化理解を促進する教育プログラムの開発に関すること。
- (5) その他、姉妹校等との教育・学術交流のための国際交流活動の支援に関すること。

(ワーキンググループ)

第5条 国際交流室に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、国際交流委員会の議を経て担当副学長が別に定める。

(庶務)

第6条 国際交流室に関する庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、国際交流室の組織及び運営に関し必要な事項は、国際交流委員会の議を経て、担当副学長が別に定める。

附 則（令和3年5月26日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 沖縄県立芸術大学国際交流ワーキンググループ設置規程（平成24年3月19日国際交流委員会決定）は廃止する。

附 則（令和6年6月14日学長決裁）

この規程は、令和6年6月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。